

第1編 本会の創立

1. 本会の創立以前における状況

1.1 工学会の創立

本会の創立は大正3年(1914)11月24日であるが、その前身は工学会である。明治12年(1879)11月、工部大学校第1回卒業生23名(工学系7学科)が卒業後の親睦と情報の交換をはかるために組織した同窓会的なものを広く門戸を解放、明治15年山尾庸三工部卿が会長に就任して以来、確固たる歩みを続けていった。機関誌「工学叢誌」(後に工学会誌と改題)は明治14年11月から月刊となり大正10年10月までに40輯452巻を発行、現在も貴重な資料となっている。



写真1.1 工学会誌の表紙

その後、明治23年には会員1200名、33年には1800名の会員を擁し、34年には社団法人となり独立した事務所をもち財政基盤も確立したが、時勢の進展とともに次第に各専門分野が独立していく。すなわち、日本鉱業会(明治18年)、造家学会(後の日本建築学会・明治19年)、電気学会(明治20年)、造船協会(後の日本造船学会・明治30年)、機械学会(後の日本機械学会・明治30年)、工業化学会(後の日本化学会・明治31年)および鉄道協会が相次いで独立したのを機に、個人会員

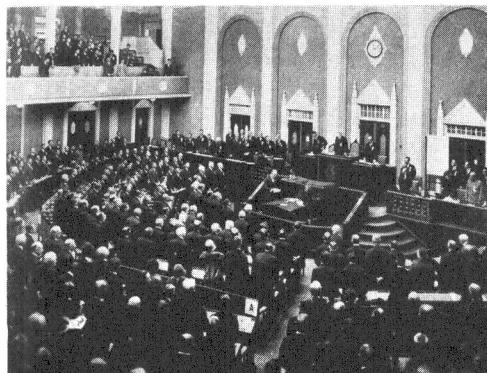
制の団体会員制への移行について7年間にわたる討議を重ねたのち現在の団体会員制に改組している。

以上のように土木学会が大正3年まで独立し得なかったのは、工学会において土木関係者が主流をなし、重要な地位を占めていたこと、鉄道協会の設立により相当数の土木技術者が脱会し、土木学会が独立すると工学会の存立にかかわる等の背景があったためである。

1.2 工学会の事業

この間、大正4年9月「明治工業史」編集着手を決定、田辺朔郎博士を中心に昭和6年12月までに全篇10巻の刊行を終えた。大正14年9月には中華工程師学会会員を招請、その準備としてわが国工業の実情を網羅した「日本工業大観」を編集し、昭和4年10月には世界43か国からの参加者671名を含め約4500名が参加、提出論文813編に及ぶ万国工業会議(WEC)を東京において開催した。この未曾有の国際会議の主催は、わが国工業近代化のひとつの時期を画するにいたっている。これは古市公威第2代理事長の功績によるところが大きい。

万国工業会議開催の予習として実施された昭和2年の工学会大会は、学協会連合体としての工学会のあり方を示唆するところが多く、爾後4年ごとに大会を開催することになり、昭和7年、同11年、同15年、同19年と



(昭和4年10月)

写真1.2 万国工業会議(日本工業倶楽部)

戦時中にもかかわらず5回開催された。その間、工学工業年報3回発行など、工学の総合発展、工業技術開発促進に貢献している。なお、この間昭和5年3月には会名を日本工学会と改め今日にいたっている。

戦後においては、世界の技術革新の影響もあり、工学の分野はますます専門細分化し、工学会が連合体として発足当初12学協会であったものが、現在は5倍の60学協会に達している。そして分化と総合を繰り返しながら境界領域に属する学際分野の学協会も増加しているのが現状である。なお土木系の会長（当初は理事長）としては前記の古市公威博士が昭和9年から病没時まで17年間をつとめたほか、昭和44年から46年まで福田武雄博士が就任している。

日本工学会は昭和54年11月創立100周年記念事業を加盟60学協会が総力を結集して行った。土木学会においても川越専務理事はじめ事務局職員が式典、広報、工学会誌総索引編集、年表作成、展示会開催などに全面協力した。その主要事業は11月20日、日本工業倶楽部における記念式典(11:00~12:00)、記念祝賀パーティ(12:00~13:15)記念講演会(13:30~16:00 樋口清之、柳田邦男)、目で見える工学100年展(11月20~12月2日:科学技術館)、記念論文集および工学叢誌・工学会誌総索引の刊行、報告書の作成などである。

記念式典および祝賀会には皇太子殿下御夫妻の御臨席を仰ぎ、100年展には11月21日9時より1時間にわたり皇太子殿下に御視察をいただいたことは特記すべき事柄であった。当日寄せられた皇太子殿下のお言葉は工学に携わる技術者すべてにかかわるものであり参考のため再録する。

皇太子殿下お言葉

日本工学会創立100周年記念式典
昭和54年11月20日(火)日本工業倶楽部

工学会が創立されて以来ここに百年、その記念すべき式典に臨み、皆さんとともに日本の工業の発展とそれに尽くした人々の足跡を偲びつつ未来に思いをいたすことはまことに意義深いことと思います。

工学会は、工部省工学校と工部大学校において六年間寮食をともにした第一回卒業生によって組織されましたが、その後間もなく広く工学工業に従事する人々に開戸が開放されました。それ以前には工学技術は学問としての基礎がなく、家伝と徒弟教育により閉ざされた社会の中で伝えられていたことを考えますと、学会という開かれた場で工学が研究され論じられるようになったことはまことに画期的なことといえます。

工部省工学校の設立は、「^{たごへ}仮令当時為スノ工業無クモ人ヲ作レバ其人工業ヲ見出スヘシ」と首唱力説した後の工学会会長山尾庸三の努力に負うところが大きかったといわれております。当時の日本では「未タ我国に於テ為スヘキ工業

ナシ学校ヲ立テ人ヲ作ルモ何ノ用ヲカ為サン」という反対が強かったことを思うとき、この百年の日本の工業の目覚ましい発展に今更ながら驚くとともにこの発展の源を作った人々の識見に対して深く敬意を表するものであります。そしてこの工学教育のおかげで、それまで外国人の手に頼っていた日本の工業は、日本人の手による工業としての歩みを始めたのであります。

さきの戦争は日本の工業に対し大きな破壊をもたらしましたが、そのすみやかな回復とその後の著しい発展は、それまでに日本で達成されていた工業や技術を持つ人材が養成されていたことによると思います。ここに山尾庸三の「人ヲ作レバ」の言葉が思い起されるのであります。

今後日本が進んでいく道には多くの困難があると思います。そしてその困難を乗り越えてゆくためには工学の力にまつところまことに大きなものがあります。しかし一方、工学の力が大きければ大きいほど工学に携わる人々の人間的広い視野からの高い識見が求められてきます。工学に携わる人々がこうした識見を養い、日本国民の幸福と世界の平和に資するよう未来に向かって進まれることを期待し、式典に寄せる言葉といたします。



(昭和54年11月20日)

写真1.3 日本工学会創立100周年記念式典(日本工業倶楽部)

1.3 現在の日本工学会

日本工学会は、現在、著作権問題検討委員会、事務研究委員会、工学会ニュース編集委員会等の委員会をもち加盟60学協会を代表する理事、事務局長、事務局職員等が随時会合をもっている。最近では昭和59年1月、100周年記念事業以来の懸案であった「工学叢誌・工学会誌」全452巻の全巻複製事業を行った(雄松堂出版刊、セット価格110万円)。なお、日本工学会事務局は銀座の日本鉱業会館の一室から昭和59年7月15日、港区赤坂9-6-41乃木坂ビルに移転した。

ここ10年間の会長は武藤清(建築・50~52年度)、吉識雅夫(造船・52~59年度)、伊木正二(鉱山・59年度~)の各氏である。

2. 土木学会の創立

石 黒 五十二 沖 野 忠 雄 大 屋 権 平
野 村 龍太郎 古 市 公 威 平 井 晴 二 郎
仙 石 貢

2.1 創立の経過

土木学会創立の機運が熱したのは大正3年3月30日土木学会創立の件につき協議をするため古市公威から石黒五十二ほか28名に書面を発送し、うち17名が4月6日、当時東京市京橋区山城町の工学会へ参集して第1回の協議会を開催したときに始まる。

この日、古市公威より土木学会設立の趣旨が述べられ万場一致をもって学会設立の有志者になることを快諾したので、まず大体の方針を協議し、つづいて土木学会設立趣意書および学会定款ならびに同規則の草案を起草するため、岡田竹五郎、吉村長策、日下部辨二郎、古市公威、近藤虎五郎、広井勇を特別委員にあげた。特別委員は日を改めて4月12、17、22日および26日の4回にわたり会合を開き、慎重に研究討議を重ねて草案を作成し、これを5月5日の設立有志者会合に提出した。

この会合には19名が出席し、まず定款を議題に上げ各条項を十分に審議し、草案に修正を加え深夜になってその全部を議した。さらに5月17日参加者21名を得て再度設立有志者会合を開き、規則および趣意書その他の案件を討議のうえ議した。なお、下記の人々に対し、この際発起人の勧誘を行うことに決定した。

1. 東京・京都大学土木工学科明治40年以前の卒業生
2. 元札幌農学校土木工学科卒業生
3. 熊本高等工業学校土木工学科卒業生
4. 以上のほか土木学界に顕著なる人

以上で発起人総会に提出すべき案件が全くととのつたので5月29日より同31日にわたり前記の決議にもとづいて、土木工学専門家600余名にあてて次のような創立趣意書と定款および規則の案を添えて発送した。

拝啓 益々御清栄奉大賀候陳者今般同志相謀り別紙趣意書ノ如ク新ニ土木学会ヲ設立致度候ニ付キ其発起人タルコトヲ御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工学会ノ存在候今日更ニ土木学会ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト存候得共御承知ノ如ク同会ハ其目的トスルコロ工学会全般ヲ網羅スルモノニ候ヘハ一学科専攻ノ機関トシテハ不適当ナルモノニ有之且ツ工学会に於テモ目下其組織ヲ変換シテ通俗的ノモノトラシメントスルノ議アリ旁々以テ土木学会ノ新設ハ刻下適切ノ時期ニシテ寧ろ其設立ノ晩カリシヲ感スル次第ニ有之候間此際奮テ御賛同被下度此段貴意ヲ得候

追テ本会創立総会ニ於テ決定スヘキ本会定款及規則ハ先般來討議ヲ重ネ別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ対シ御意見有之候ハバ総会前ニ於テ取纏メ度候間本月20日迄ニ御申越被下度候
大正3年6月1日

有志者総代

土木学会設立趣意書

泰西諸國ノ工学界ヲ觀ルニ各専門家ハ競フテ斯学ノ研鑽ニ従事シ放々トシテ倦マス各自研究実験ノ成績ヲ発表討議スルノ機関トシテハ則チ学会ヲ興シ刊行物ヲ頒布シ恒ニ斯学ノ進歩發展ヲ怠ラザルヲ斯学現時ノ隆盛ヲ致セル蓋シ偶然ニアラサルナリ而シテ我国ニ於テモ現ニ機械、電気、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ学会ヲ設立シ研鑽ヲ怠ラサルハ我工業界ノ為メ賀ス可キナリ然ルニ吾人専攻ノ土木学会ニ至リテハ学界其人ニ乏シカラス事業亦尠ナラサルニ拘ハラズ今日ニ至ルマテ未タ土木学会ノ設立ヲ見ルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ノ極ニシテ亦工学界ノ一大欠点ナラストセス仍テ吾人茲ニ土木学会ヲ設立シ会誌ヲ刊行シ研究討議ノ途ヲ開ラキ汎ク意見ヲ交換シ以テ土木工学ノ進歩及土木事業ノ発達ニ資セン事ヲ期ス

土木学会定款案

総 則

- 第1条 本会ハ土木工学ノ進歩及ヒ土木事業ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第2条 本会ハ土木学会ト称シ事務所ヲ東京市京橋区山城町15番地ニ置ク
事務所ノ位置ノ変更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員会之ヲ為スコトヲ得
- 第3条 本会ハ地方ニ支店ヲ設クルコトヲ得
- 第4条 本会ハ職員
次ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木学会規則ノ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得
 1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ5箇年乃至10箇年以上其業務ニ従事シタル者
 2. 土木工事設計ノ技能ヲ有シ5箇年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者
- 第5条 本会ニ賛助員准員及ヒ学生員ヲ置クコト得其資格及ヒ權利義務ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第6条 會員ニシテ本定款若ハ土木学会規則ニ違背シ又は本会ノ名誉ヲ汚スノ行為アリト認メラレタル者アルトキハ本会ハ役員会ノ議決ヲ經テ除名スルコトヲ得
- 第7条 本会ニ費用
會員ハ土木学会規則ノ定ムル所ニ依リ会費ヲ負担ス
- 第8条 本会ニ役員ヲ置ク
 1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名
 3. 常 議 員常議員ノ數ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第9条 本会ノ理事ハ3名トシ会長及ヒ副会長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第10条 役員ハ総会ニ於テ東京市及ヒ其付近在住會員中ヨリ帝國在住會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス
同數ノ投票ヲ得タル者2人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

- 第11条 会長ノ任期ハ1箇年トシ重任スルコトヲ得ス
副会長及ヒ常議員ノ任期ハ2箇年トシ毎年其半数ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス
- 第12条 役員ニ臨時欠員ヲ生シタルトキハ役員会ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得
補選セラレタル役員ハ前任者ノ残期間在職スルモノトス
- 第13条 役員会ハ会長副会長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第14条 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ権限ニ属セシメル会務ハ總會役員ノ議決ヲ經テ理事之ヲ処理ス
- 会 計
- 第15条 本会ノ経費ハ会費寄付金其他ノ収入ヲ以テ支弁ス
- 会 合
- 第16条 本会ハ毎年1回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ為スヘシ
- 第17条 本会ハ土木学会規則ニ臨時總會ヲ開クコトヲ得
- 第18条 總會ハ役員会ノ議決ヲ經テ理事之ヲ招集ス
- 第19条 總會ニ於テ出席者4分ノ3以上ノ同意アルトキハ第22条ノ場合ヲ除クノ外予メ通知セサリシ事項ニ就キ決議ヲ為スコトヲ得
- 第20条 会員ハ自ら会場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ与カリ又ハ表決ヲ為スコトヲ得ス
但シ第10条ノ役員選挙ニ関シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得
- 雜 則
- 第21条 本定款ノ施工ニ必要ナル事項ハ土木学会規則ヲ以テ之ヲ規定ス
土木学会規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第22条 總會ニ於テ全会員5分ノ1以上出席シ其4分ノ3以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得
改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ15日以前ニ之ヲ會長ニ通知スルコトヲ要ス
- 附 則
- 第1回ニ選挙セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半数ノ任期ハ大正5年1月ノ總會マテトシ副會長及常議員ノ残半数ノ任期ハ大正6年1月ノ總會マテトス

土木学会規則案

- 第1条 会員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ
前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員会ノ議ニ附シ入会ノ可否ヲ定ム
- 第2条 入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金10円ヲ納付スヘシ
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ会員名簿ニ登録ス
- 第3条 退会セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ヘシ
- 第4条 本会ノ趣旨ヲ賛成シテ一時金200円以上又ハ之ニ相当スル物件ヲ寄附スル者ヲ賛助員トス
- 第5条 賛助員タラント欲スル者ハ会員1名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ
寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ賛助員名簿ニ登録ス
- 第6条 次の資格ノ1ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者

2. 工学ノ知識ヲ有シ3箇年以上土木工事ニ従事シタル者
- 第7条 准員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ
入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金5円ヲ納付スヘシ
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登録ス
- 第8条 工学ニ志アル者ハ年齢滿30才ニ達スルマテ学生員タルコトヲ得
- 第9条 学生員タラント欲スル者ハ会費若ハ准員1名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ
入会ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ学生名簿ニ登録ス
- 第10条 賛助員准員及ヒ学生員ハ会務ノ議定ヲ除クノ外会員ノ權利ヲ享有ス
- 第11条 会員ノ会費ハ年額金12円トシ毎年2月, 6月, 10月ノ三度ニ分納スヘシ
新ニ入会シタル者ハ月割ヲ以テ会費ヲ納付スヘシ
一時に金100円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第12条 会員6箇月以上会費ノ納付ヲ怠リタルトキハ會長ハ役員会ノ議ヲ經テ会員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得
怠納2箇年ニ及フ者ハ定款第6条ニ依リ之ヲ処分スヘシ
- 第13条 退会其ノ他事由ニ依リテ会員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル会費ヲ返還を求メルコトヲ得ス又本会ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ弁償スヘシ
- 第14条 准員ノ会費ハ年額金6円トシ毎年2月, 6月, 10月ノ三度ニ分納スヘシ
一時ニ金50円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第15条 前条第2項ノ准員カ会員ニ転シタルトキハ其会費ハ年額金6円トシ転シタル時ヨリ月額ヲ以テ之ヲ納入スヘシ
前項ノ会員カ更ニ一時金50円ヲ納付シタル時ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第16条 学生員ノ会費ハ年額金3円トシ毎年2月, 6月, 10月ノ三度ニ分納スヘシ
但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス
- 第17条 會長ハ本会ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員会ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第18条 定款第8条ノ常議員ノ定員ハ8名トス
- 第19条 本会ニ次ノ職員ヲ置ク
1. 主 事 2 名
 2. 編集委員 5 名
- 第20条 主事ハ庶務, 會計及ヒ会誌刊行ノ事務ヲ掌ル
- 第21条 編集委員ハ会誌原稿選定ノ事務ヲ掌ル
- 第22条 役員及ヒ職員ハ總會名譽職トス
- 第23条 職員ハ役員会ニ於テ会員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ1箇年トス
但シ再選セララルコトヲ得
- 第24条 會長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得
- 第25条 會長ハ毎年11月ニ於テ翌年1月ヨリ12月ニ至ル1箇年収支予算ヲ調製シ役員会ノ承認ヲ經ヘシ

- 第 26 条 会長ハ毎年 1 月ニ於テ前年中ノ収支決算財産債権及ヒ債務ノ状況ヲ調査シ役員会ノ承認ヲ経テ同月ノ総会ニ報告スヘシ
- 第 27 条 予算費目内ノ支出ハ会長之ヲ専行スルコトヲ得
予算費目ノ流用ハ役員ノ議決ヲ経ルヲ要ス
- 第 28 条 会長ハ常用雑費ノ支払ノ為役員会ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ為スコトヲ得
- 第 29 条 総会毎年 1 月之ヲ開ク
総会ニ於テハ会長講演ヲ為ス
- 第 30 条 臨時総会ハ役員会カ必要ト認ムルトキ又ハ全会員 10 分ノ 1 以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
- 第 31 条 役員会ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス
- 第 32 条 総会及ヒ役員会ノ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第 33 条 本会ハ毎年 3 回以上講演会ヲ開キ毎年 6 回以上会誌ヲ発行ス
- 第 34 条 本会ハ土木工學又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員会ノ議決ヲ経テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ
- 第 35 条 定款第 6 条並本則第 1 条第 2 項及ヒ第 3 条ノ規定ハ賛助員、准員及ヒ学生員ニ本則第 11 条第 2 項第 12 条第 13 条ノ規定ハ准員及ヒ学生員ニ之ヲ準用ス
- 第 36 条 支会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第 37 条 総会ニ於テ全会員 10 分ノ 1 以上出席シ其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得
但シ改正案ハ総会招集ノ日ヨリ少クモ 15 日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス
- 附 則
第 1 回ノ職員ノ任期ハ大正 5 年 1 月マテトス

この勧誘に対して発起人になることを承認した人々は 380 余名であった。そこで創立総会開催に処する各種の案件を協議するため大正 3 年 6 月 21 日設立有志者の会合を開き 14 名の出席を得、次のことが協議された。

1. 本会設立の認可をうるに必要な手段を採ること
2. 上記の都合により創立総会の期日を定むること
3. 創立総会の場所及び形式等は委員に一任すること
4. 発起人の寄附金は随意とすること

大正 3 年 8 月 10 日、各発起人に対して有志者総代石黒五十二ほか 6 名の名義をもって発起人総会開催の通知が送られ、大正 3 年 9 月 15 日京橋区築地精養軒において発起人総会を開催した。この日は古市公威が座長となり、定款および規則案作成の経緯についての説明があり、いずれも原案どおり可決した。ついで役員を選挙を行い投票総数 128 をもって開票の結果、次の諸氏が当選した。

会長	古市公威	副会長	野村龍太郎
副会長	沖野忠雄	副会長	野村龍太郎
常議員	古川阪次郎	常議員	中山秀三郎
同	白石直治	同	日下部辨二郎
同	仙石貢	同	近藤虎五郎
同	石黒五十二	同	広井勇

これらの役員は 9 月 22 日に役員会を開き、次の職員

(現在の委員)を推薦している。当時の職員は編集関係者が占めていたことは土木学会誌第 1 号の刊行を間近にひかえて早急にその編集の準備にとりかかったためと思われる。

主 事	名井九介	主 事	生野 団六
編集委員長	柴田 睦作	編集委員	吉村 恵吉
編集委員	岡野 昇	編集委員	同 宮川 清
同	直木倫太郎	同	同



(東京帝国大学教授・橋梁、鉄道担当)
写真 1.4 柴田睦作初代編集委員長

当時、これらの関係者はきわめて頻繁に会合を重ね着々と土木学会の基礎固めに努力したことがうかがわれる。9 月 30 日、古市会長、沖野・野村両副会長ら 3 人の連名をもって東京府知事を経由して文部大臣あて法人設立を願い出、同 11 月 24 日付をもって文部大臣から社団法人土木学会設立の件が許可され 12 月 9 日東京区裁判所において法人設立登録をすませ、ここに正式に土木学会の創立を見た。土木学会創立の機運が熱した 3 月以来 8 か月の短期間で社団法人土木学会が誕生した陰に古市初代会長をはじめ関係者のなみなみならぬ努力があった。大正 3 年 12 月末日における会員は 443 名、創立時は発起人等より 430 円の寄附金が寄せられ運営にあてられた。この間の動きについては土木学会誌第 1 巻第 1 号に詳細に記述されている。

2.2 創立後の事業

本学会は大正 3 年 11 月 24 日付をもって文部大臣から設立の許可を受けて以来 70 年を経過した。

本学会創立時の定款第 1 条に「本会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図るをもって目的とす」と記述され、後に「本会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図りもって学術文化の進展に寄与することを目的とする」と改正されているように、創立以来常に社会情勢にかんがみ、この目的に向かって進んできた。

創立まもない大正 4 年 2 月には、土木学会誌第 1 巻第 1 号が刊行されたのをはじめ、今日までに数多くの出版物が発行されている。

創立当初の精神を受けつぎ幾多の困難に遭遇しながらも土木技術者のための学会として、あるときは社会の要望に即応し、また、あるときは、社会に働きかけるなど

して、いまでは国内はもとより外国においてもその評価は絶大なものに成長してきた。

会員も当初は、443名であったものが、昭和59年3月現在2万6644名に増えた。しかし、ここ数年間は微増にすぎない。機関誌である土木学会誌は創立当時は隔月であったものが、昭和4年1月(第15巻第1号)から月刊となり、47年度からは毎年4月に臨時増刊号を発刊(59年度より廃刊)し、内容の充実を図り多くの会員の期待にこたえて改善を重ねている。このほか、29年4月から論文集が定期的に刊行され、37年4月から月刊となり、44年1月から名称も論文報告集と変更した。そして投稿編数の増大に応え59年4月号より抜本的な改正を行った。すなわち名称を再び土木学会論文集に戻し、年次学術講演会の区分に準じた5部門制を採用、各部門とも年間2冊を安い購読料で配布することとした。さらに新しく土木技術・技術開発等を扱う第Ⅵ部門を設け、この新しい論文集を会費の中で当分の間配付することとした。つまり会員は学会誌12冊+第Ⅵ部門論文集2冊の計14冊を受け取ることとなる。将来この部門が定着すれば他の論文集と同じく有料となる予定である。その他、後述するように定期、不定期に委員会等の研究成果をはじめ数多くの出版物が刊行されている。

一方、土木学会、土木技術も時代とともに発展してきている。とくに1960年から1970年代にかけて経済の急速な発展に伴い、土木工学、土木技術も飛躍的な発展をとげ、基礎研究の充実はもとより、専門分野の細分化の傾向とともに、境界領域の拡大が進み本学会も他分野との連携を密にしてきた。

これらの、土木工学、土木技術の進歩、発展を推進するため、学術技術を専門とする委員会、事業・運営を専門とする委員会、対外的なものを専門とする委員会等の常置委員会のほか、必要に応じ各種懇談会、委託研究委員会を設置し、その研究成果を示方書をはじめとして各種の出版物として刊行し、講習会、シンポジウム、講演会、研究発表会などを開催して広く会員に普及させ、土木工学の発展に貢献してきた。なお、土木図書館の充実につれて利用者は年々ふえているほか関連他分野との協力、海外との交流、国際会議への積極的な参加などを行っている。

これらの経費をまかなうために、会員の増加をはじめ、出版物・広告などによる収入の増大をはかり健全な財政を維持するよう努力している。

その他、地方在在の会員に対するサービスの向上を図り、本部との緊密な関係を保つため各地区ごとに支部を設置し、地方会員の技術的活動の助成、各種行事を通じ会員の啓発につとめている。

表 1.1 土木学会創立後の概略年表

大正 3年 9月	土木学会設立発起人総会
" 3年 11月	文部省から社団法人土木学会設立の許可あり
" 3年 12月	東京区裁判所に法人設立登記をなす
" 4年 1月	第1回総会を開催(東京)
" 4年 2月	土木学会誌第1巻第1号刊行
昭和 2年 12月	関西支部を大阪市に設置
" 12年 6月	東北支部を仙台市に設置
" 12年 10月	北海道支部を札幌市に設置
" 13年 5月	中部支部を名古屋市に設置
" 13年 7月	西部支部を福岡市に設置
" 14年 9月	朝鮮支部を京城府に設置、昭和20年8月終戦とともに解消
" 14年 10月	創立25周年記念大会(帝国鉄道協会大講堂)
" 15年 9月	満洲土木学会を(新京に設置、昭和20年8月終戦とともに解消)
" 16年 6月	華北支部を北京に設置、昭和20年8月終戦とともに解消
" 16年 8月	中国四国支部を広島市に設置
" 18年 8月	台湾支部を台北市に設置、昭和20年8月終戦とともに解消
" 19年 3月	土木学会論文集を創刊
" 21年 11月	土木ニュース第1号発行(月刊)、昭和24年12月15日第38号で廃刊
" 29年 4月	論文集を定期的に刊行
" 29年 10月	創立40周年記念式典を挙行(虎の門共済会館)
" 37年 9月	論文集月刊となる
" 39年 4月	関東支部を東京都に設置
" 39年 11月	創立50周年記念式典を挙行(東京文化会館および精養軒)
" 39年 12月	土木学会土木図書館竣工
" 39年 12月	土木学会旧館改造
" 40年 1月	土木図書館、閲覧業務を開始
" 44年 1月	土木学会論文集を土木学会論文報告集と改称
" 48年 4月	土木学会誌臨時増刊号「Annual」を創刊。全会員に配付
" 49年 11月	オイルショックのため創立60周年記念式典を中止。他の記念事業は実施。
" 59年 4月	土木学会論文報告集を土木学会論文集に改称。5分冊化。「Annual」を廃刊
" 59年 5月	「技術開発賞」「著作賞」を新設し第1回受賞者表彰
" 59年 9月	新土木会館に事務局が移転
" 59年 9月	土木学会論文集第Ⅵ部門(土木技術、技術開発等)創刊、全会員に配付

注：詳細は「資料編」年表を参照のこと。

2.3 本会の基金とその活用

健全な学会活動を支えるには財政基盤の確立が必須であり日常の運営費以外に基金をもつ必要がある。記録が不完全なため詳細は不明であるが、戦前は著名人の還暦、逝去などには発起人が名をつらね募金することが一般化

していたことが学会誌等でも見られる。これらは遺族の育英資金、生活資金等に回されたもののほか対象者の意

表 1.2 土木学会基金一覧

基本財産基金			受入額 (円)
受入年月日	基金名称		
大正 4. 3. 24	故古市 公威博士 " 沖野 忠雄 "	両氏, 記念基金	21 901
" 8. 4. 26	" 白石 直治 "		4 190
" 9. 5. 11	" "	" "	14 515
" 8. 12. 19	" 山崎鉦次郎 "	" "	2 190
" 9. 6. 3	" 広井 勇 "	土木賞牌基金	600
" 11. 4. 15	" 原田 貞介 "	記念基金	3 563
昭和 3. 6. 15	(同追加寄付)	" "	263
大正 11. 12. 13	" 広井 勇 "	" "	8 330
" 11. 12. 26	" 小川梅三郎 "	還暦記念基金	1 385
" 12. 2. 10	" 富田保一郎 "	記念基金	710
" 13. 4. 14	" 石黒五十二 "	" "	8 442
" 13. 7. 18	" 近藤虎五郎 "	" "	5 051
" 14. 4. 10	" 中島 鋭治 "	" "	4 190
" 14. 4. 20	" 坂田 貞明 "	" "	1 466
" 14. 9. 15	" 岡崎 芳樹 "	" "	2 345
昭和 6. 12. 26	" 太田 円三 "	" "	3 480
" 8. 2. 28	" 坂本 雅雄 "	" "	710
" 8. 5. 1	" 川上浩二郎 "	" "	1 385
" 10. 2. 8	" 古市 公威 "	土木賞牌基金	710
" 10. 7. 30	" 来島 良亮 "	" "	710
" 11. 4. 1	" 中山秀三郎 "	" "	710
" 11. 4. 1	" "	記念基金	2 805
" 12. 2. 12	" 岡崎 文吉 "	" "	1 385
" 14.	" 野口 誠 "	" "	1 385
" 16.	" 物部 長徳 "	土木賞牌基金	845
" 17.	" 中川 吉造 "	記念基金	4 190
" 35. 7. 16	" 黒河内四郎 "	" "	1 385
" 39. 4. 23	" 藤井 真透 "	" "	140 254
" 39. 6. 3	" 真田 秀吉 "	" "	
" 39. 6. 3	" 谷口 三郎工学士 "	" "	981 531
" 39. 6. 3	" 青山 士 "	" "	
" 26. 6. 5	日本発送電株式会社		5 000 000
" 24.	関西支部維持基金		27 696
	諸 積 立 金		1 822 901
	計		8 071 223

土木学会賞基金

受入年月日	基金名称	受入額 (円)
昭和 36. 10	故吉田徳次郎博士 記念基金	28 485 146
" 41. 6	故田中 豊 博士 "	10 537 500
	計	39 022 646

土木振興基金

受入年月日	基金名称	受入額 (円)
昭和 57. 8. 19	故広長 良一 氏 記念基金	2 000 000
" 57. 11. 10	故 木村又左衛門氏 "	30 000 000
	計	32 000 000

志により基金として学会へ寄附する行為も比較的多く、現在学会は左表に示すように基本財産、土木学会賞、土木振興の三基金を保有している。

基本財産基金のうち最初の故古市、沖野両博士の基金は還暦記念に集められたものがそっくり寄附されたものであり、白石基金はご遺族の寄附および募金によるものである。土木賞牌基金は受賞者が記念に寄附をしたものと考えられる。特に昭和 26 年の日本発送電(株)の 500 万円は日本発送電会社の 9 電力分割に際し日本の学術振興のため主要学会に均等に贈られたものであり大西英一総裁(第 39 代土木学会会長)の英断であったといわれる。基本財産基金の果実は学会の一般会計にくり入れられているが、この基金の運用は動産に限られていたらしく、必ずしも有効な利用がなされなかったことは遺憾であった。

土木学会賞基金は故両博士を記念する賞を設立するために広く集められたもので、それぞれその果実は土木学会「吉田賞」および「吉田研究奨励金」、土木学会「田中賞」の経費にあてられている。

土木振興基金は故木村、広長両氏のご遺族からご寄附を頂いたもので理事会で協議の結果、標記の基金を設け、その果実を 58 年度から新設した「技術開発賞」と「著作賞」にふり向けるものである。この 2 賞の新設により、土木学会賞は、「功績賞」「技術賞」「論文賞」「吉田賞」「田中賞」「技術開発賞」「著作賞」の 7 賞を数えることとなった。

2.4 土木会館および土木図書館

土木学会は大正 3 年創立以来事務所を転々として移動していたが、昭和 29 年 11 月創立 40 周年を迎えるにあたり、永久的な土木会館を建設することを計画、金子源一郎を委員長に委嘱して、まず敷地の選定に入った。その後数度にわたる委員会において検討されたが敷地の決定をみるに至らず、一時は 10 年計画で創立 50 周年までに実現できればといった希望もあったが、昭和 30 年 4 月の第 5 回委員会において、国鉄の好意により現在の四谷駅付近の国鉄の用地を払下げられることを前提にして一時使用することに決定、昭和 32 年 2 月末に完成し、5 月に現在の四谷に移転した。

また、昭和 39 年 11 月をもって、創立 50 周年を迎えるにあたり、その記念事業の一環として土木会館を建設することになった(会館建設委員会委員長・金子源一郎)。

昭和 37 年 9 月第 1 回委員会が開かれ現在の土木学会の所在地に鉄筋コンクリート造のビルを建設する計画が進めたが、風致地区指定のため制約が多く会館の建設は断念することになった。その後、永久建築物でなければ

建設が許されるという内意を得たので別館として図書館の建設に変更し、史蹟「江戸城外濠跡」の現状変更や都市計画関係の許可、大蔵省の免税措置等を得て昭和39年6月着工、12月に現在の土木図書館が竣工、講堂、会議室、図書館を持つことになった。

その後、委員会活動の活発化に伴う委員会開催数の急増、図書の増大に対応し昭和49年の創立60周年記念事業の一部として土木図書館の書庫の電動化、2階講堂の間仕切による会議室の増大などを行った。

一方、事務局の大半が入居している本館の老朽化が著しく、倉庫化の様相を呈してきたため、建替えの検討が行われ、創立70周年記念事業の柱として旧会館(440.7m²の平家建て)を取りこわし跡地に新会館を建設することとなった。新会館建設にあたっては土木図書館建設時を上回る厳しい制約の中で関係者のたゆまぬ努力が実り旧館の2.16倍にあたる2階建て953.94m²の風格ある建物が建築大手5社のJVにより着工され昭和59年9月竣工した。この間、昭和59年1月より事務局は土木図書館に移転し事務をとった。なお、20年をへた土



(440.7 m²の平家建て)

写真 1.5 取りこわされた旧土木会館

木図書館も模様がえの時期となったため図書館スペースの拡大のための電動化、外壁塗装、内装等の一部施工が行われている。こうして土木図書館の634m²と合わせ学会活動の本拠地は合計1588m²(481坪)となり十分なスペースを保有するに至った。

表 1.3 土木学会事務所の変遷

大正 3年 11月	東京市京橋区山城町15番地 工学会事務所内に置く。
大正 5年 3月 1日	東京市麴町区有楽町1丁目1番地 帝国鉄道協会内に移る。
昭和 2年 4月 22日	東京市麴町区永楽町1丁目1番地 丸ビル内に移る。
昭和 3年 7月 25日	東京市麴町区八洲町1丁目1番地 時事ビルに移る。
昭和 6年 8月 2日	東京市麴町区丸ノ内1丁目6番地ノ1 海上ビルに移る。
昭和 9年 7月 29日	東京市麴町区丸ノ内3丁目6番地 ユニオン館に移転。
昭和 18年	戦時中一時三軒茶屋に疎開し、戦後ユニオン館に復帰したが間もなく連合軍の接収により明渡し。
昭和 21年 6月 15日	東京都京橋区新川2の12 鹿島建設(株)別館の1,2階を無料借用。
昭和 23年	当時の副会長の尽力により鉄道博物館跡であった千代田区大手町2の4の国鉄用地を借用し建設に着手。
昭和 24年 4月 13日	東京都千代田区大手町2の4に移転。
昭和 26年 12月	国鉄高架線の増設に伴い増借のうえ増築し事務室を拡張。
昭和 32年 3月 31日	東京都新宿区四谷1丁目無番地の現在地に移転。
昭和 39年 12月	創立50周年を記念して土木図書館を創設。
昭和 49年 11月	創立60周年を記念して土木図書館に電動式書架を導入。
昭和 59年 1月	旧土木会館取りこわしを終了。
昭和 59年 9月	新土木会館が完成。土木図書館を一部補修。